

---

○ 研究/活動の目的

現在日本では、外国籍住民が200万人を超え、また外国にルーツを持つ日本国籍の子どもたちも急増している。これらの子どもたちは、日本の公立・私立学校で学んでいる他、北海道から沖縄まで全国各地に散在する、さまざまな外国人学校に通っている。すなわち朝鮮学校が約100校、ブラジル人学校が97校の他、韓国学校・中華学校・ペルー人学校・インド学校・フィリピン学校などのナショナルスクールと、数十校のインターナショナルスクール、アメリカンスクールなど、多数の外国人学校・民族学校が存在し、数万人の子どもたちがそこで学んでいる。これらの学校は、朝鮮学校・韓国学校・中華学校のように学校教育法上の「各種学校」として位置づけられているか、あるいはブラジル学校・ペルー学校のようにまったく認可のない「私塾」扱いとなっており、私学助成がなく、寄付金に対する優遇措置もほとんど認められないため、いずれも学校経営は非常に困難であるというのが現状である。

また、これまで日本においては外国籍・民族的マイノリティの子どもの「教育問題」は、もっぱら「外国人政策」の文脈で論じられるか、教育行政のごく一部の問題とされてきた。しかし、この子どもたちに教育権を保障することは、これからの日本、「世界の中の日本」「アジアの中の日本」にとって、核心的な課題であると考えて、外国人学校の「無権利状態」について日本の行政や立法機関に働きかけ、それらの学校への制度的保障を実現することによって、外国籍および日本国籍の民族的マイノリティの子どもたちの「学ぶ権利」を確立することを目的とする。

○研究/活動の内容と方法

「多民族共生教育フォーラム」は2003年の大学受験資格問題の経験(2003年3月、文部科学省は欧米系学校の一部のみに日本の大学入学資格を認めるとした方針を発表した。これに対して、すべての大学等が外国人学校・民族学校の子どもたちに受験の門戸を開くよう求める運動を行っていた学者、弁護士、NGOなどが、その運動に取り組む過程で実感することになった外国人学校の「無権利状態」)から、外国人学校の抱える問題を解決していくには、外国人学校同士が連携し協力していくことが必要不可欠であるとの機運が生まれた。

1995年の地震災害を契機に、全国ではじめて県内の外国人学校・民族学校が参加する「兵庫県外国人学校協議」を結成し、定期的な学校間交流が進んでい

た兵庫県において、私たちは2005年9月「多民族教育共生フォーラム（参加者・関係者：200人）」を開催した。多くの外国人学校・民族学校が一堂に会し、各校の状況を話し合う全国で初めての場を設けた。

2006年11月には「外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク」を結成するとともに、ブラジル人が多数在住し、数多くのブラジル人学校がある東海地域において「多民族教育共生フォーラム・愛知（参加者・関係者：200人）」を開催し、各地域での外国人学校協議会の結成の必要性、未認可の外国人学校の各種学校の認可や助成金の取得に関する具体的な意見交換が行われた。

この成果を踏まえて、2007年11月、東京において第3回目の外国人学校フォーラム、すなわち「多民族共生教育フォーラム2007・東京（参加者・関係者：500人）」を開催した。

フォーラム2007では、「第1回兵庫フォーラム」「第2回愛知フォーラム」で共有できた共同課題とそれを実現していく方向性を、諸外国の経験を参照しながら、さまざまな視角から検証して、外国人学校の制度的保障を実現するための長期的・中期的ロードマップを作成し、また、国および自治体において緊急に取り組むべき具体的施策を提案、すなわち「外国人学校の制度的保障に関する市民提言・2007」を発表した。

また外国人学校関係者をはじめ、国会議員（山下栄一参議院議員・公明党、水岡俊一参議院議員・民主党）や自治体担当者、研究者、弁護士、NGO・NPO実務者をまじえて、「共同の課題」を確認し、とりわけ外国人学校に対する制度的保障を実現するため、国会における議員懇談会等の結成に向けて、協議を行った。

準備過程においては外国人学校間の連絡協議体と、それを支援・協働していく各地域ごとのネットワーク構築を加速した。特にブラジル学校が集中している北関東をはじめ、東京・神奈川など各地域ごとに複数回に渡って協議を持った。

#### ○研究/活動の実施過程（概要）

年月日	実施内容
2007年 4月21日	「第1回 実行委員会」 －プログラム・予算など要綱案作成
5月中旬	－フォーラムの講師、ゲストに講演・発言依頼。
6月中旬	「第2回 実行委員会」 －開催要綱を確定。第一次案内文（日本語版）を作成
7月1日	公開セミナー

7月上旬	ー各地の外国人学校、国会議員、自治体担当者、研究者、弁護士、NGO・NPO等に対してフォーラムへの参加と協力・賛同を呼びかけ
8月中旬	「第3回 実行委員会」 ープログラム詳細を決定 ー正式なフォーラム案内文・申込書（日本語・ポルトガル語・スペイン語・英語版）を作成 ー外国人学校の保護者をはじめ、海外の研究者・メディアにも参加を呼びかけ
8月26日	公開セミナー
9月中旬	ー資料集（日本語）の作成/資料集の翻訳（ポルトガル語・スペイン語等） ー必要機材などの手配/同時通訳者との打ち合わせ/国会議員、自治体に参加要請
10月中旬	「第4回 実行委員会」 ーフォーラムで提案する「提言」案を作成。
11月3日	「外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク」 総会記念シンポジウム
11月4日	「多民族共生教育フォーラム2007・東京」を開催。
11月5日	東京・神奈川・埼玉にある外国人学校訪問（オプション）

○ 研究活動の成果

「多民族共生教育フォーラム2007 東京」の成果を3点にまとめる。

1. 外国人学校の制度的保障を実現するための長期的・中期的ロードマップを作成し、また、国および自治体において緊急に取り組むべき具体的施策である「外国人学校の制度的保障に関する市民提言・2007」を発表した。

「外国人学校の制度的保障に関する市民提言・2007」  
作成：「多民族共生教育フォーラム2007 東京」実行委員会  
外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク

I はじめに

世界の人びとは、平和と共生を求めている。しかし、21世紀に至っても戦火はやまず、さらに経済のグローバル化の進行は、国境を越えて移動する人びと、移動せざるをえない人びとを膨大に生み出している。日本においても、とりわけ1980年代後半以降、アジアや中南米など世界各地から多くの外国人が来日し、日本の地域社会で生活するようになった。

いまや日本社会は、日本の植民地支配に起因する在日コリアンなどをはじめ、ニューカマーの外国人を迎えることにより、「多国籍・多民族・多文化」化が急速に進行している。すでに在日四世・五世となる在日コリアンの子どものほか、親と一緒に来日、あるいは日本で生まれたニューカマーの子ども、日本人との国際結婚で生まれたダブルの子どもなど、外国にルーツを持ち複数のアイデンティティを有する「外国人・民族的マイノリティ」（外国籍／日本籍の民族的少数者）の子どもたちも、急増している。

このことは、これまで日本人の多くが呪縛されてきた「単一民族国家観」にもとづく「国民教育」から脱却して、「多民族・多文化社会観」にもとづく「多民族・多文化共生教育」への転換を、日本社会に迫っている。

すでに国際社会は、「世界人権宣言」をはじめ、「あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、「市民的・政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）、「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）、「子どもの権利に関する条約」、「民族的・宗教的・言語的マイノリティに属する人びとの権利に関する宣言」（マイノリティ権利宣言）、「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」（移住労働者権利条約）など、外国人・民族的マイノリティの権利保障に関する共通基準を採択した。そして各国は、その国際人権基準を国内法において受容し実施することが求められている。

昨年、国連の人権理事会の一員となった日本は、率先してその義務を果たさなければならない。

また、日本における「多民族・多文化共生教育」の展開は、国籍・民族・人種を問わず日本社会を構成するすべての人びと、すべての子どもたちに、複数の豊かな文化をもたらし、偏見と憎悪ではない、共生と平和を希求する新たな社会観・世界観をもたらすに違いない。

このような「多民族・多文化共生教育」を実現していくためには、

外国人学校の制度的保障が必須の課題であり、切迫した現状にあって急務の課題である。

私たちはそのような認識の下、日本政府および広く日本社会に、以下の「市民提言」を提案する。

## Ⅱ 外国人・民族的マイノリティの子どもの学習権／教育への権利 (right to education)

### ――国際人権法および憲法からの要請

日本がすでに批准している国際人権条約では、自由権規約第 27 条、社会権規約第 13 条、子どもの権利条約第 30 条、人種差別撤廃条約第 2 条 2 項において、外国人・民族的マイノリティの「教育への権利」を明文で保障している。

そして、これらの規定は、外国人・民族的マイノリティがみずから外国人学校を設置・運営して継承語教育・継承文化教育をおこなう自由、外国人・民族的マイノリティの保護者が子どもの教育の内容を優先的に選択する自由をも保障している。これは、自由権規約第 27 条や子どもの権利条約第 30 条が、「その集団の他の構成員とともに」自己の文化を共有し自己の言語を使用する権利を保障していること、社会権規約第 13 条が「公の機関によって設置された学校以外の学校」を選択する自由を保障していることから明らかである。そして、この自由を実質的に保障するために、政府と地方自治体には、外国人学校を制度的に差別しないこと、少なくとも一般の私立学校と同等の公的補助を含む保護を与えることが要請されている。

外国人学校に対する制度的保障を行おうとしない日本政府の態度は、明らかに国際人権法上の要請に反しており、現実には、国連の各人権条約実施監視機関から、再三勧告を受けている。これらの勧告は、「朝鮮人をはじめとするマイノリティの差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を講じ、また日本の公立学校において、マイノリティ言語による教育へのアクセスを確保するよう勧告する」（人種差別撤廃委員会）、「マイノリティの学校および特に朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしたがっている状況においては当該学校を正式に認可し、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告する」（社会権規約委員会）などとして、日本政府に対して改善を求めている。

以上のような国際人権法の理解を前提にすると、憲法上も、外国人・民族的マイノリティの子どもの学習権／教育への権利が保障されていると考えなければならない。

まず、憲法第 13 条（個人の尊厳）は、外国人・民族的マイノリティの子どもたちに、人格的生存に不可欠な権利の一つとして、自己の出自に応じた継承語・継承文化教育を受ける権利を保障している、ということができる。

次に、憲法第 26 条 1 項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定するが、教育を受ける権利の重要性および日本が批准した上記の国際人権条約の規定から、この権利は、「国民」のみならず、日本に居住するすべての外国人・民族的マイノリティにも保障されているものと捉えられる。

そして、このような「教育を受ける権利」の内容には、日本で生活するために必要な日本語教育および日本社会に関する教育を受ける権利のみならず、自己のアイデンティティ確立のために不可欠な、継承語教育・継承文化教育を受ける権利も含まれる。なぜなら、教育の目的は、世界人権宣言第 26 条 2 項などで明記されているように、すべての人、とりわけ子どもが自らの可能性、人格を最大限発展させることにあり、そのような教育目的を達成するためには、外国人・民族的マイノリティの子どもたちが、単に公教育から排除されないだけでなく、それに加えて、自己の出自に応じた教育を受け、自らが所属する集団の母（国）語や歴史、文化を学ぶことが必要だからである。

また、憲法第 26 条 2 項が定める「義務教育」の対象には、外国人も含まれる。政府には、外国人の子どもに対しても、日本の子どもと同様、普通教育を実施する義務がある。

文部科学省の在籍調査（2007 年 8 月）では学齢期にある外国人の子どもの 20.5%が、岐阜県可児市の調査では 26%～27%が外国人学校に通っている。日本の学校教育において、外国人学校が果たしているこのような積極的な役割と位置を考えれば、義務教育の対象としての「普通教育」には、「母（国）語・継承語による普通教育」を行っている外国人学校の教育も、当然に含まれるのである。

### Ⅲ 21 世紀日本社会の課題

——「多文化共生教育基本法」の制定と外国人学校の制度的保障

21 世紀日本の多民族・多文化共生社会の実現に向けて、私たちは次の 3 項目を提案する。

1 国は、外国人・民族的マイノリティの子どもの学習権を保障し、多民族・多文化共生社会の構築を目的とする「多民族・多文化共生教育基本法」を制定する。

2 国は、包括的な基本法である「多民族・多文化共生教育基本法」に基づいて、日本学校（一条校の国・公・私立学校）における外国人・民族的マイノリティの子どもの日本語教育および継承語・継承文化教育を保障する法制度を確立するとともに、「外国人学校振興法」を制定して外国人学校の維持・発展に必要な措置を講じる。

3 地方自治体は、「多民族・多文化共生教育条例」を制定し、日本学校と外国人学校に対して、具体的かつ積極的な施策を展開する。

#### IV 緊急に取り組むべき課題

上記の基本的かつ必須である法制度の実現に向けて、政府および国会、地方自治体、経済団体、関係機関が、それぞれ責任主体として緊急に取り組むべきこと、すなわち特段の法改正を必要とせず、すぐに実施できる措置として、私たちは以下の 11 項目を提案する。

##### ●総合的かつ継続的な実態調査

1 政府および国会は、「多民族・多文化共生教育基本法」の制定に向けて、外国人・民族的マイノリティの子どもの実態調査、日本学校と外国人学校の実態調査を行う。

2 地方自治体は、「多民族・多文化共生教育条例」の制定に向けて、外国人・民族的マイノリティの子どもの実態調査、日本学校と外国人学校の実態調査を行う。

3 文部科学省は、日本学校における「不登校児童・生徒調査」（「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）で、外国人児童・生徒を調査対象から除外しているが、それを含む全数調査を行う。また、岐阜県可児市が実施したように、市区町村教育委員会、NGO・NPOなどと共同して外国人児童・生徒の「就学／不就学」実態調査を、全国的かつ継続的に行う。

##### ●外国人学校（各種学校／未認可校）への支援

4 政府および地方自治体は、朝鮮学校・中華学校・韓国学園など各

種学校となっている外国人学校に対して、私立学校（一条校）と同等の助成金を出す。

5 文部科学省は、「告示」を改正して、朝鮮学校・中華学校・韓国学園などの外国人学校を「初等教育または中等教育を外国語により施すことを目的として設置された各種学校」として認め、「特定公益増進法人」の対象として寄付金の免税措置が受けられるようにする。また、校舎の建設費用などへの寄付に適用される「指定寄付金」としての免税措置も受けられるようにする。

6 文部科学省および市区町村教育委員会は、日本の小・中・高校に相当する外国人学校（各種学校／未認可校を問わず）に在籍・卒業する児童・生徒が、日本の小・中・高校へ入学・転入学する際、その入学・転入学資格を認める。

7 文部科学省、地方自治体、その他関係機関は、外国人学校（各種学校／未認可校を問わず）に在籍する児童・生徒の健康診断をはじめとする学校保健や学校給食、学校保険、奨学金制度において日本学校におけるものと同様の措置をとる。

8 地方自治体および経済団体・企業は、「外国人学校支援財団」を設置し、外国人学校関係者やNGO・NPOなどと協働して、外国人学校（各種学校／未認可校を問わず）に対する学校運営費・教科書代・備品などの助成を行う。その際、経済団体・企業は、国連および経済協力開発機構（OECD）が行動基準を示した「企業の社会的責任」（CSR）に基づいて、この課題を積極的に担う。

#### ●未認可校への支援

9 都道府県は、校地・校舎の自己所有要件、過大な資産要件など不必要な要件を改め、外国人学校に対する各種学校・準学校法人の認可基準を緩和する。また、未認可の外国人学校に対して、通訳付きで各種学校制度とその申請手続きの説明会を行い、母国語での説明文書の配布、条件を満たすための助言など、多くの外国人学校が認可を得られるよう、実質的な支援措置を積極的に行う。

10 政府および地方自治体は、認定外保育施設とその利用者に対して、認可保育所への移行に必要な経費助成や消費税の免税措置などを行った前例を踏まえて、「不就学外国人児童・生徒ゼロ」をめざし、各種学校の認可を受けていない外国人学校とその保護者に対しても、認可取得経費や日常経費の助成、消費税などの免税措置、休廃校となっている公立学校の校舎・校庭の無償貸与、日本語講師の派遣など、可能な



支援を積極的に行う。

11 JRなど公共交通機関の各社は、日本の小・中・高校に相当する未認可の外国人学校に通学する児童・生徒に対しても「通学定期券」の購入を認める。

さまざまな民族、多様な文化を受け入れ、一人ひとりのかけがえない子どもたちへの教育権を等しく認めることは、新しい複合的な文化を生み出し、さらに社会も地域も豊かにし、人びとの心と生活を満たしてゆく要素といえる。子どもたちの未来、そして共生と平和に向けて、私たちはこの「市民提言」を、すべての人たちと連携し協働しながら実現していきたい

2. 外国人学校の制度的保障に向けて国会議員レベルの議員連盟や研究会の設立等に貢献した。

- ①「外交人学校及び外国人子弟の教育を支援する議員の会」  
会長 河村建夫衆議院議員（自由民主党）
- ②「外国人の子どもの教育をめざす研究会」研究会

3. 各要請活動

- ①未認可の外国人学校が JR 東日本の「通学定期」の学校指定制度の対象外であることに関し、待遇改善の申し入れを行った。
- ②埼玉県へ各種学校認可基準緩和の要請を行い、認可基準が緩和された。

○今後の課題

- ①「外国人学校の制度的保障に関する市民提言・2007」を実現、具現化して行く。
- ②特に外国人学校の制度的保障（例：外国人学校振興法）に向けて継続的に要請行動等を行なっていく。
- ③日本各地で外国人学校の協議会などをつくり、ネットワーク化して行く。

参考資料

- ①「多民族共生教育フォーラム 2007・東京」資料集
- ②「多民族共生教育フォーラム 2007・東京」DVD
- ③報道・新聞資料

- ア 毎日・東京新聞 2007年11月2日
- イ NHK ニュース報道 2007年11月4日19時14分／11月5日4時29分
- ウ 毎日新聞 2007年11月2日
- エ 東京新聞 2007年11月5日
- オ 朝日新聞 2007年11月5日
- カ 東京新聞 2007年11月6日
- キ NHK ニュース報道 2008年1月27日7時46分
- ク 朝日新聞 2008年3月29日
- ケ 東京新聞 2008年6月17日
- コ 東京新聞 2008年7月4日